

# 牛海綿状脳症（BSE） 対策について



## ■ 牛海綿状脳症(BSE:Bovine Spongiform Encephalopathy)

### 1. 原因（病原体）

異常プリオンたん白質（たん白質の一種）

### 2. 感受性動物

牛、水牛

### 3. 症状

長い潜伏期間（3～7年程度）の後、行動異常、運動失調などの神経症状を呈し発病後2週間から6ヶ月の経過で死に至る。脳の組織にスポンジ状の変化を起こす。治療法はない。

### 4. 診断法

脳から異常プリオンたん白質を検出することにより診断。生前診断法はない。

### 5. 感染経路

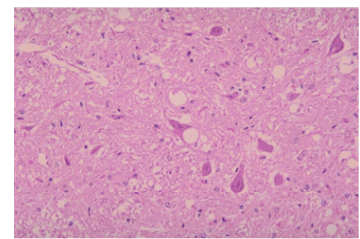
BSE感染牛を原料とした肉骨粉<sup>(注)</sup>を飼料として牛に給与することにより、感染が拡大。  
→ BSE発生防止には飼料規制が重要。

(注) 肉骨粉とは、食肉処理の過程で得られる肉、皮、骨等の残さから製造される飼料原料。  
BSE感染牛の特定危険部位が混入する可能性あり。

### 6. ヒトへの感染

変異型クロイツフェルト・ヤコブ病(vCJD)は、BSEの異常プリオンたん白質の摂取が原因と考えられている。平成23年(2011年)1月までに、vCJD患者数は世界全体で222人(うち英国174人)。

Photo: BSE罹患牛の延髄（脳の一部）



(x200)

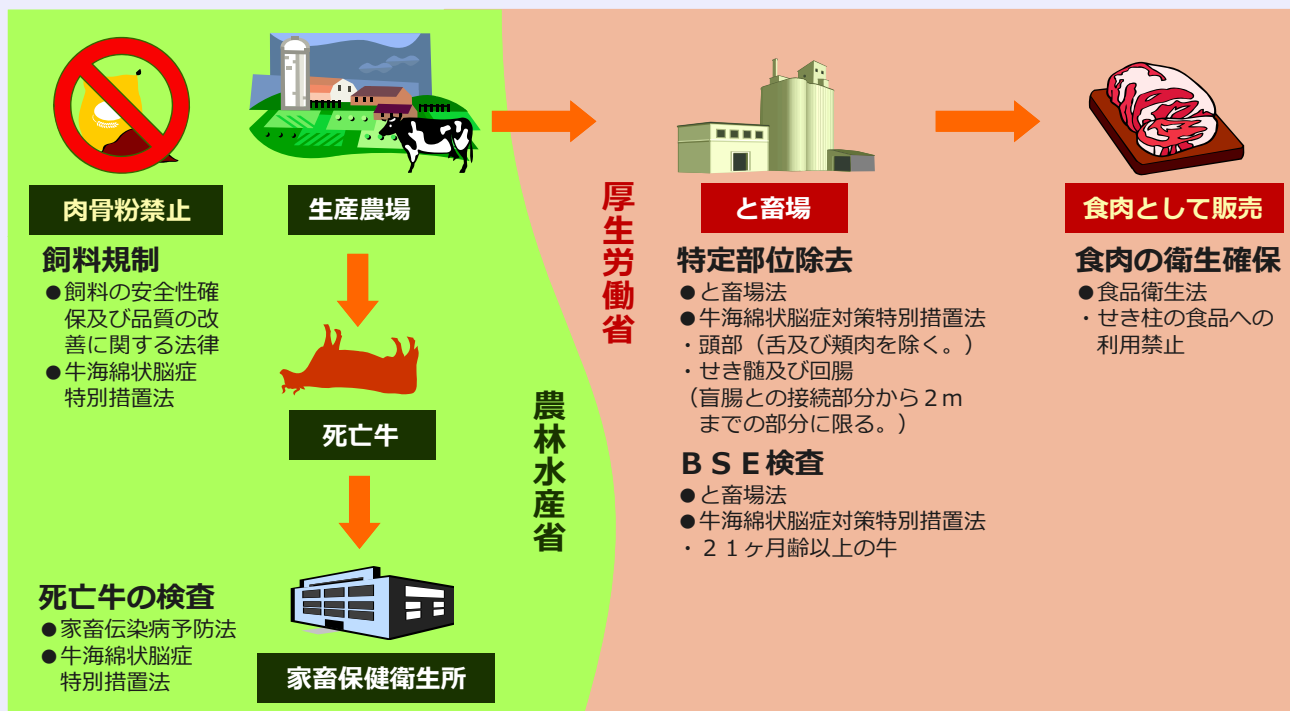
神経細胞及び周囲の神経網に空胞が見られる。

〔出典：独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所HP〕



## 国内BSE対策の概要

● 飼料規制などの生産段階からと畜、販売の各段階における規制により、食肉の安全性を確保



<トレーサビリティ（農林水産省所管トレーサビリティ法）（注）>

（注）個体識別番号により、その牛が、いつどこで生まれ、飼育され、と畜されたかなどが確認できる。



Ministry of Health, Labour and Welfare

2

## 国産牛のBSE対策の経緯

<p><b>平成13年</b> (2001)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>9月10日</li> <li>10月4日</li> <li>10月18日～</li> </ul>	<p>国内において1頭目のBSE感染牛確認（農） 肉骨粉飼料完全禁止（農） と畜場においてと畜解体される牛の全頭検査（厚） 特定部位（全月齢の頭部（舌及び頬肉を除く。）、脊髄、扁桃及び回腸遠位部）の除去、焼却の義務づけ（厚）</p>
<p><b>平成14年</b> (2002)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>6月14日</li> </ul>	<p>牛海綿状脳症対策特別措置法の公布（厚、農）</p>
<p><b>平成16年</b> (2004)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2月16日～</li> <li>2月</li> <li>9月9日</li> </ul>	<p>BSE発生国の牛のせき柱（全月齢）の食品への使用禁止（厚） 我が国のBSE対策について、中立的立場から科学的評価・検証を開始（食安委） 我が国のBSE対策の評価・検証結果の中間とりまとめ公表（食安委） ・特定危険部位（SRM）の除去は人のBSE感染リスクを低減するために非常に有効。 ・これまでの国内BSE検査において、20ヶ月齢以下の感染牛が確認されていない。等</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>10月15日</li> </ul>	<p>全頭検査を含む国内対策の見直しについて、食品安全委員会に諮問（厚、農） ・BSE検査の検査対象月齢を21ヶ月齢以上とすること、SRMの除去の徹底等</p>
<p><b>平成17年</b> (2005)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>5月6日</li> <li>7月1日</li> </ul>	<p>食品安全委員会から答申（厚、農） 牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令の公布（厚） ・検査対象月齢：零月以上→21ヶ月以上</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>8月1日</li> </ul>	<p>改正省令の施行（厚） ・21ヶ月齢未満の牛について地方自治体が自主検査を行う場合は、3年間の経過措置として国庫補助を継続した上で、平成20年（2008年）7月末に終了した。</p>
<p><b>平成21年</b> (2009)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>4月1日～</li> </ul>	<p>と畜場法施行規則を改正し、と畜場におけるピッシング（注）を禁止（厚） （注）と畜の際、牛の脚が動くのを防ぐために、失神させた牛の頭部からワイヤ状の器具を挿入し、せき髄神経組織を破壊すること。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>5月26日</li> </ul>	<p>OIE総会で日本のBSEステータスが「管理されたリスク」の国と認定</p>
<p><b>平成23年</b> (2011)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>12月19日</li> </ul>	<p>BSE対策全般の再評価として国内措置及び国境措置について、食品安全委員会に諮問（厚）</p>

※都道府県等の食肉衛生検査体制：81自治体、112機関、と畜検査員2,378人（平成23年（2011年）3月末）



Ministry of Health, Labour and Welfare

3

## ■ BSE検査頭数(と畜場)とBSE感染確認頭数

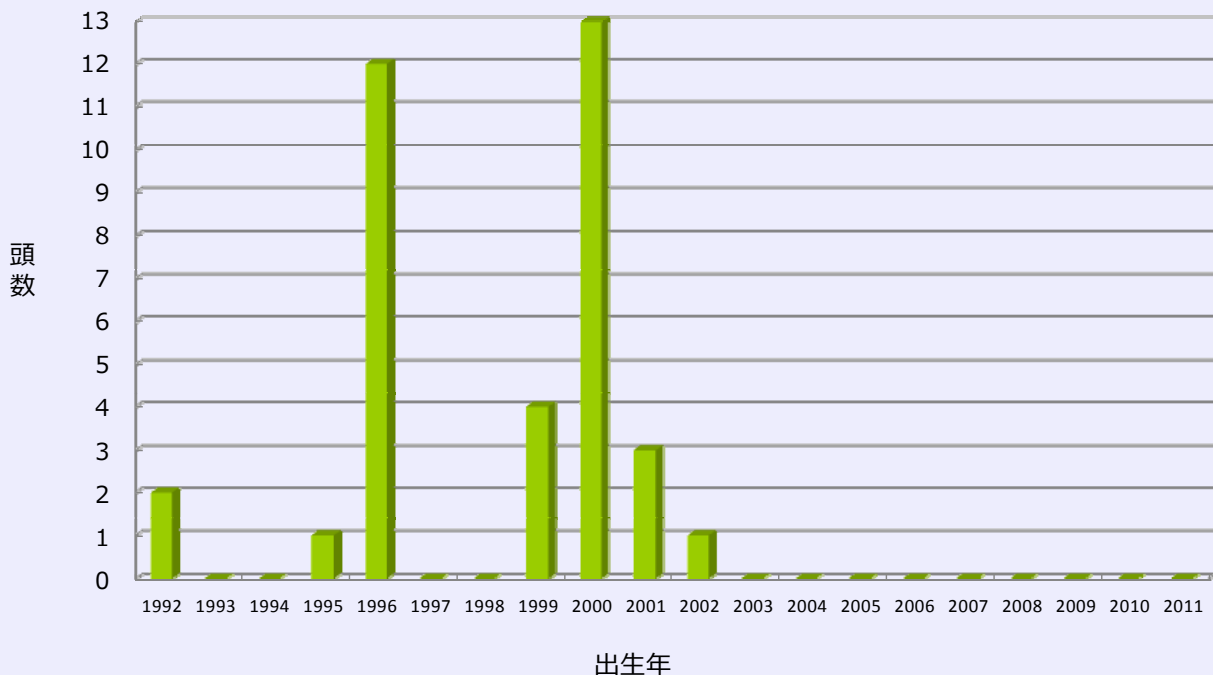
	BSE検査頭数 (と畜場)	BSE確認頭数 <sup>(注)</sup> (平成22年(2010年)3月31日現在)	確認時の月齢				
			<21	21-40	41-60	61-80	>80
平成13年度(2001)	523,591	3(2)				3(2)	
平成14年度(2002)	1,253,811	4(4)				2(2)	2(2)
平成15年度(2003)	1,252,630	4(3)		2(2)			2(1)
平成16年度(2004)	1,265,620	5(3)			1	1(1)	3(2)
平成17年度(2005)	1,232,252	8(5)			2(1)	4(2)	2(2)
平成18年度(2006)	1,218,285	8(3)				7(2)	1(1)
平成19年度(2007)	1,228,256	3(1)					3(1)
平成20年度(2008)	1,241,752	1					1
平成21年度(2009)	1,232,496	0					
平成22年度(2010)	1,216,519	0					
平成23年度(2011)12月未まで	900,123	0					
合計	12,565,335	36(21)		2(2)	3(1)	17(9)	14(9)

(注) ( ) はと畜場で確認された頭数。平成13年(2001年)9月に千葉県で確認された1例目、死亡牛検査で確認された14例を含め、国内ではこれまでに36頭がBSE感染牛として確認  
 (注) 平成21年度(2009年度)以降は、BSE感染牛は確認されていない。



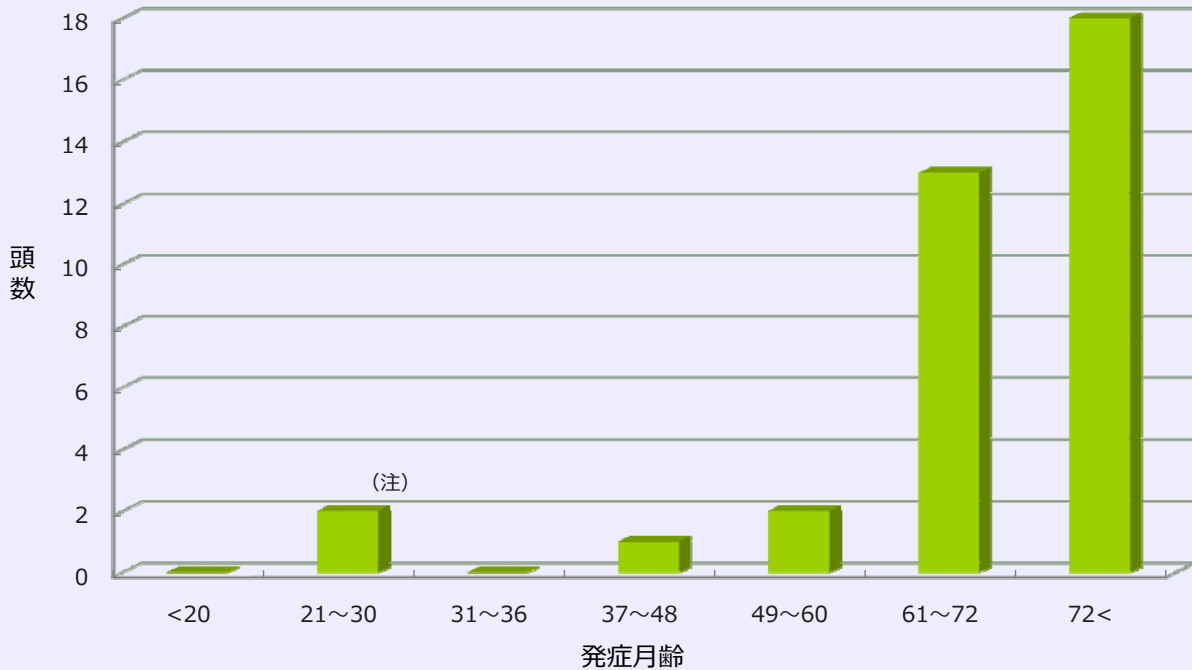
## ■ 国内のBSE検査陽性牛の出生年分布

● 飼料規制等の国内対策の結果、平成15年(2003年)以降に出生した牛からはBSE陽性牛は、確認されていない。



## 国内のBSE検査陽性牛の発症月齢分布

●一般的に、BSEは、高月齢で発症する。



(注) 30ヶ月齢以下で感染が確認された2頭については、高い感度を示すマウスを用いた感染実験において感染性は確認できなかった。  
(厚生労働科学研究食品の安心・安全確保推進研究事業「食品を介するBSEリスクの解明等に関する研究」)



## 輸入牛のBSE対策の経緯

<p><b>平成8年</b> (1996)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>3月25日</li> <li>3月26日</li> </ul>	<p>欧州委員会において、全ての英国産牛肉・牛肉加工品等のEU加盟国への輸出禁止を採択 英国産牛肉・牛肉加工品の輸入中止</p>
<p><b>平成12年</b> (2000)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>12月22日</li> </ul>	<p>EU諸国等からの牛肉・牛肉加工品の輸入中止</p>
<p><b>平成13年</b> (2001)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2月15日</li> </ul>	<p>BSE発生国産の牛肉・牛加工品の輸入の法的禁止</p>
<p><b>平成15年</b> (2003)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>5月21日</li> <li>12月24日</li> </ul>	<p>カナダにおいてBSE感染牛確認、輸入禁止 米国においてBSE感染牛確認、輸入禁止</p>
<p><b>平成17年</b> (2005)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>5月24日</li> <li>12月8日</li> <li>12月12日</li> </ul>	<p>食品安全委員会へ、対日輸出プログラムの遵守を前提とした、我が国の牛肉と米国及びカナダから輸入される牛肉のリスクについての同等性について諮問 食品安全委員会の答申 米国及びカナダ産牛肉の輸入の再開 ・牛肉は20ヶ月齢以下と証明される牛由来 ・特定危険部位(SRM)はあらゆる月齢から除去</p>
<p>(混載事例発生のため、平成18年(2006年)1月20日から7月27日までの間、米国産牛肉等の輸入手続を停止)</p>	
<p><b>平成19年</b> (2007)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>5月20日</li> <li>~25日</li> <li>6月1日</li> <li>6月20日</li> </ul>	<p>OIE総会(米国及びカナダのBSEステータスが「管理されたリスク」の国と認定) カナダ側から輸入条件見直し協議の要請 米国側から輸入条件見直し協議の要請 【要請の内容】国際基準に則した貿易条件への早期の移行</p>
<p><b>平成23年</b> (2011)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>12月19日</li> </ul>	<p>BSE対策全般の再評価として、国内措置及び国境措置について、食品安全委員会に諮問(厚)</p>



## ■ 米国のBSE対策の経緯

1986年	・ B S E 発生報告の義務化
1989年	・ 反すう動物・反すう動物の肉骨粉の輸入禁止（英国・ B S E 発生国）
1990年	・ サーベイランスの開始（中枢神経症状を呈する牛や歩行困難牛）
1997年	・ 反すう動物・反すう動物の肉骨粉の輸入禁止（欧州）
2000年	・ ほ乳動物由来たん白質（豚及び馬のみに由来するたん白質等を除く）の反すう動物への給与禁止 ・ 全ての動物の肉骨粉の輸入禁止（欧州）
2002年	・ 全ての動物の動物性油脂・動物性加工たん白質の輸入禁止（ B S E リスク国）
2003年	・ サーベイランスの対象頭数の拡大（実績：約2万頭/年） ・ カナダ産牛・牛肉の輸入禁止 ・ カナダ産牛肉の輸入再開（30ヶ月齢以下の骨なし） ・ B S E 牛の確認（カナダからの輸入牛）
2004年	・ 強化サーベイランス開始（2006年まで）（実績：約75万頭/約2年）
2005年	・ 最小リスク国産牛肉等の輸入解禁規則公布（最少リスク国：カナダ）（全牛肉及び30ヶ月齢以下のと畜用牛） ・ 日本向け輸出再開（牛肉は20ヶ月齢以下と証明される牛由来、特定危険部位（ S R M ）はあらゆる月齢から除去） ・ 日本産牛肉の輸入解禁（2010年4月～口蹄疫の発生で輸入禁止）
2006年	・ 不溶性不純物が0.15%未満の動物性油脂の輸入解禁（最小リスク国：カナダ）
2007年	・ 強化サーベイランス結果の分析に基づいた、サーベイランスプログラム開始（実績：約4万頭/年） ・ O I E 総会（ B S E ステータスが「管理されたリスク」の国と認定） ・ 生体牛の輸入に関する規則（飼料規制が有効と米国政府によって認定された日付以降に出生した牛の輸入を解禁）を公布
2009年	・ 高リスク原料（30ヶ月齢以上の牛の脳及びせき髄等）の、全ての家畜種の飼料及びペットフードへの使用禁止 ・ 不溶性不純物が0.15%超の牛由来油脂の反すう動物用飼料への利用禁止



## ■ カナダのBSE対策の経緯

1988年	・ 全ての動物の肉骨粉等・動物性油脂の輸入禁止（米国以外）
1990年	・ B S E 発生報告の義務化 ・ 反すう動物の輸入禁止（英国、アイルランド） ・ 肉骨粉等の輸入解禁（米国以外産であっても危害要因とならないと判断される場合）
1992年	・ サーベイランスの開始（中枢神経症状を呈する牛や歩行困難牛）
1996年	・ 生体牛、牛肉の輸入禁止（ B S E 清浄国以外） ・ 動物性油脂の輸入禁止（ B S E 清浄国以外） ・ 反すう動物由来原料を含む動物用飼料等の輸入禁止（ B S E 清浄国以外）
1997年	・ ほ乳動物由来たん白質（豚及び馬のみに由来するたん白質等を除く）の反すう動物への給与禁止
2000年	・ 全ての動物の肉骨粉等の輸入禁止（ B S E 清浄国以外） ・ 不溶性不純物が0.15%未満の動物性油脂の輸入解禁（ B S E 清浄国以外）
2003年	・ B S E 牛の確認（カナダ産牛） ・ 米国産牛・牛肉の輸入禁止（と畜場直行牛及び30ヶ月齢以下の骨なし牛肉を除く）
2004年	・ サーベイランス対象頭数の拡大（実績：約2.4万頭/年）
2005年	・ 米国産牛等の輸入解禁（30ヶ月齢未満のと畜目的の牛） ・ 日本向け輸出再開（牛肉は20ヶ月齢以下と証明される牛由来、特定危険部位（ S R M ）はあらゆる月齢から除去） ・ 日本産牛肉の輸入解禁（2010年4月～口蹄疫の発生で輸入禁止）
2006年	・ 生体牛・牛由来製品の輸入規制の導入（輸出国を3つのカテゴリーに分類）
2007年	・ 1999年以降生まれの米国産牛の輸入解禁 ・ O I E 総会（ B S E ステータスが「管理されたリスク」の国と認定） ・ S R M の全ての家畜用飼料、ペットフード及び肥料への使用禁止 ・ 不溶性不純物が0.15%超の反すう動物由来油脂の反すう動物用飼料への利用禁止



## ■ フランスのBSE対策の経緯

1989年	・1988年以前に生まれた英国産牛のEC域内への輸出禁止（EEC <sup>注</sup> ）及び輸入禁止
1990年	・英国からの肉骨粉等の輸入及び使用禁止 ・ほ乳動物由来たん白質の牛への使用禁止
1994年	・臨床症状牛のサーベイランスの開始
1996年	・英国産牛の6ヶ月超の脳・せき髄等のEC域内への輸出禁止（EEC） ・ほ乳動物由来たん白質の反すう動物への使用禁止（EU <sup>注</sup> ） ・英国からの生体牛のEU域内への輸出禁止(EU) ・英国からのほ乳動物由来の肉骨粉のEU域内への輸出禁止(EU) ・フードチェーンへの混入防止のため、SRMを焼却
1998年	・ポルトガルからの生体牛のEU域内への輸出禁止(EU) ・ポルトガルからのほ乳動物由来の肉骨粉のEU域内への輸出禁止(EU)
2000年	・すべての動物由来たん白質の家畜飼料への使用禁止 ・死亡牛及び緊急と殺牛のサーベイランス開始（24ヶ月超）
2001年	・T S E 規則（生体牛、肉骨粉、飼料規制等の規制、サーベイランスの規定）（EU） ・健康と畜牛のBSE検査（2001年1月～2001年7月23日：30ヶ月齢超、2001年7月24日～2004年6月30日：24ヶ月齢超）
2002年	・畜産副産物規則（S R M等の動物副産物の回収、処理及び廃棄等の規制、2011年改訂）（EU）
2004年	・ポルトガルからの生体牛のEU域内への輸出解禁(EU) ・健康と畜牛のB S E 検査対象月齢を30ヶ月齢超に引き上げ（2004年7月～2008年12月）
2006年	・英国からの生体牛のEU域内への輸出解禁（1996年8月1日以前に生まれた牛を除く）（EU）
2008年	・O I E 総会（B S E ステータスが「管理されたリスク」の国と認定）
2009年	・健康と畜牛のB S E 検査対象月齢を48ヶ月齢超に引き上げ(2009年1月～2011年6月)
2011年	・健康と畜牛のB S E 検査対象月齢を72ヶ月齢超に引き上げ(2011年7月～)

（注）欧州連合（EU）、欧州経済共同体(EEC)によるBSE対策



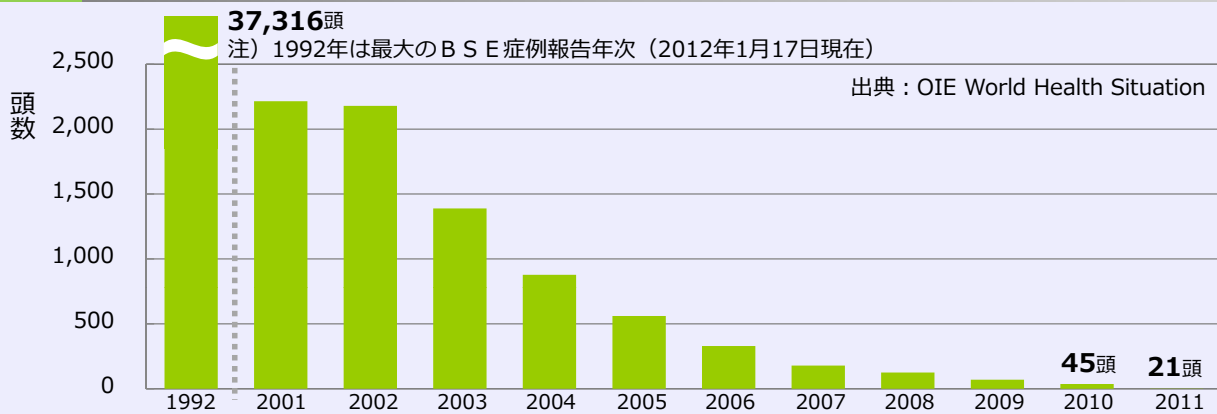
## ■ オランダのBSE対策の経緯

1989年	・1988年以前に生まれた英国産牛のEC域内への輸出禁止（EEC <sup>注</sup> ） ・肉骨粉の反すう動物への使用禁止
1990年	・臨床症状牛サーベイランス（2009年1月～：48ヶ月齢超） ・英国産牛の6ヶ月超の脳・せき髄等のEC域内への輸出禁止（EEC） ・英国からの肉骨粉等の輸入禁止
1994年	・ほ乳動物由来たん白質の反すう動物への使用禁止（EU <sup>注</sup> ）
1996年	・英国からの生体牛のEU域内への輸出禁止(EU) ・英国からのほ乳動物由来の肉骨粉のEU域内への輸出禁止(EU)
1997年	・SRMのすべての飼料への利用禁止（EU）
1998年	・ポルトガルからの生体牛のEU域内への輸出禁止(EU) ・ポルトガルからのほ乳動物由来の肉骨粉のEU域内への輸出禁止(EU)
2001年	・T S E 規則（生体牛、肉骨粉、飼料規制等の規制、サーベイランスの規定）（EU） ・健康と畜牛のBSE検査（2001年1月～2008年12月31日：30ヶ月齢超）
2002年	・畜産副産物規則（S R M等の動物副産物の回収、処理及び廃棄等の規制、2011年改訂）（EU）
2004年	・ポルトガルからの生体牛のEU域内への輸出解禁(EU)
2006年	・英国からの生体牛のEU域内への輸出解禁（1996年8月1日以前に生まれた牛を除く）（EU）
2008年	・O I E 総会（B S E ステータスが「管理されたリスク」の国と認定）
2009年	・臨床症状牛、農場死亡牛及び緊急と殺牛のサーベイランスの対象月齢を48ヶ月齢超に引き上げ ・健康と畜牛のB S E 検査対象月齢を48ヶ月齢超に引き上げ(2009年1月～2011年6月)
2011年	・健康と畜牛のB S E 検査対象月齢を72ヶ月齢超に引き上げ(2011年7月～)

（注）欧州連合（EU）、欧州経済共同体(EEC)によるBSE対策



## 世界のBSE発生件数の推移



	1992	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	累計
全体	37,316	2,215	2,179	1,389	878	561	329	179	125	70	45	21	190,614
欧州全体 (英国除く)	36	1,010	1,032	772	529	327	199	106	83	56	33	16	5,940
(フランス)	(0)	(274)	(239)	(137)	(54)	(31)	(8)	(9)	(8)	(10)	(5)	(1)	(1018)
(オランダ)	(0)	(20)	(24)	(19)	(6)	(3)	(2)	(2)	(1)	(0)	(2)	(1)	(88)
(デンマーク)	(2)	(6)	(3)	(2)	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(16)
英国	37,280	1,202	1,144	611	343	225	114	67	37	12	11	4	184,615
アメリカ	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	2
カナダ	0	0	0	2(注1)	1	1	5	3	4	1	1	1	20(注2)
日本	0	3	2	4	5	7	10	3	1	1	0	0	36
イスラエル	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1

(注1) うち1頭はアメリカで確認されたもの。

(注2) カナダの累計数は、輸入牛による発生1頭、米国での最初の確認事例(2003年12月)1頭を含む。

単位: 頭



## OIE(国際獣疫事務局)におけるBSEステータスの分類と貿易条件






ステータス	貿易条件
<b>無視できるリスクの国</b> (注1) オーストラリア、ニュージーランド、 デンマーク等15ヶ国	① とさつ前後検査に合格 ② 飼料規制が施行された日以降に出生した牛由来であること
<b>管理されたリスクの国</b> 日本(注2)、米国、カナダ、フランス、 オランダ等32ヶ国	① とさつ前後検査に合格 ② ピッシング等が行われていないこと ③ 特定危険部位(SRM)が除去されていること SRMの範囲: 全月齢の扁桃・回腸遠位部、30ヶ月齢超の 脳・眼・せき髄・頭蓋骨・せき柱
<b>不明のリスクの国</b>	① とさつ前後検査に合格 ② ピッシング等が行われていないこと ③ 特定危険部位(SRM)が除去されていること SRMの範囲: 全月齢の扁桃・回腸遠位部、12ヶ月齢超の 脳・眼・せき髄・頭蓋骨・せき柱

(注1) 「無視できるリスクの国」の要件は、最も遅く産まれたBSE牛の生後11年が経過していること等

(注2) 平成25年(2013年)2月、日本は「無視できるリスクの国」の要件を満たす見通し



## ■ 各国のBSE検査体制

	日本 	米国 	カナダ 	E U 	O I E基準 
<b>食肉検査</b>	<b>20ヶ月齢超</b>  これまで 1200万頭程度実施	—	—	<b>72ヶ月齢超</b> ※  ※ブルガリア、 ルーマニアについ ては、30ヶ月齢 を超える健康牛の 検査を実施	— (注3)
<b>発生状況 調査 (注1) (高リスク牛 (注2))</b>	<b>24ヶ月齢以上の 死亡牛等</b>  これまで 78万頭程度実施	<b>30ヶ月齢以上の 高リスク牛 の一部</b>	<b>30ヶ月齢超の 高リスク牛 の一部</b>	<b>48ヶ月齢超の 高リスク牛</b>  ※24ヶ月齢を超 える牛の検査を実 施している国あり	<b>30ヶ月齢以上の 高リスク牛 の一部</b>

(注1) BSEの発生状況やその推移などを継続的に調査・監視すること

(注2) 中枢神経症状牛、死亡牛、歩行困難牛などのこと

(注3) OIE基準では、BSEスクリーニング検査の実施を求めている。



## ■ 各国の特定危険部位(SRM)

<b>日本</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>牛の頭部（舌及び頬肉を除く。）、せき髄及び回腸（盲腸との接続部分から2メートルまでの部分に限る。） （と畜場法施行規則、厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則）</li> <li>せき柱（胸椎横突起、腰椎横突起、仙骨翼及び尾椎を除く。） （食品、添加物の規格基準）</li> </ul>
<b>米国</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>30ヶ月齢以上の脳、頭蓋、眼、三叉神経節、せき髄、せき柱（尾椎、胸椎及び腰椎の横突起並びに仙骨翼を除く）及び背根神経節</li> <li>全月齢の扁桃及び回腸遠位部 (9 CFR Parts 310)</li> </ul>
<b>カナダ</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>30ヶ月齢以上の頭蓋、脳、三叉神経節、眼、扁桃、せき髄及び背根神経節</li> <li>全月齢の回腸遠位部 (Health of Animals Regulations C.R.C., c. 296)</li> </ul>
<b>E U (仏、蘭)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>12ヶ月齢超の頭蓋（下顎を除き脳、眼を含む）及びせき髄</li> <li>30ヶ月齢超のせき柱（尾椎、頸椎・胸椎・腰椎の棘突起及び横突起並びに正中仙骨稜・仙骨翼を除き、背根神経節を含む）</li> <li>全月齢の扁桃、十二指腸から直腸までの腸管及び腸間膜 (REGULATION(EC)No.999/2001, ANNEX V)</li> </ul>
<b>OIE(管理された リスクの国)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>30ヶ月超の脳、眼、せき髄、頭蓋骨及びせき柱</li> <li>全月齢の扁桃及び回腸遠位部 (OIE Terrestrial Animal Health Code 2011 CHAPTER11.5.14)</li> </ul>



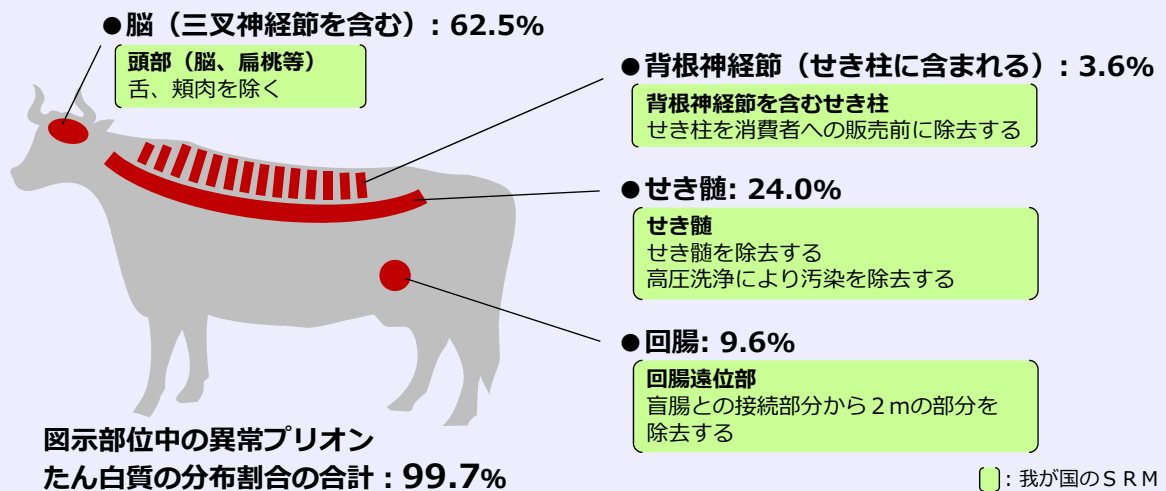


## ■ 特定危険部位(SRM:Specified Risk Material)

- 異常プリオンたん白質は、脳、せき髄、小腸などに蓄積し、これらの器官は特定危険部位 (SRM) と呼ばれる。
- SRMの除去は、ヒトがvCJDに感染するリスクを低減するために重要な対策
- 我が国では、全月齢の頭部(舌、頬肉を除く)、せき柱、せき髄、回腸遠位部(盲腸との接続部分から2m)をSRMに指定

<BSE発症牛のプリオンの体内分布及びSRM部位>

出典：欧州食品安全機関「牛由来製品の残存BSEリスクに関する定量的評価レポート(2004年)」



## ■ 飼料規制

- 米国・・・30ヶ月齢以上の牛の脳・せき髄のすべての飼料への利用禁止(2009年)
- カナダ・・・SRMのすべての飼料への利用禁止(2007年)

		給与飼料					
		日本		米国・カナダ		EU(オランダ・フランス)	
		牛	豚・鶏	牛	豚・鶏	牛	豚・鶏
肉骨粉	牛	×	×	×	○	×	×
	SRM(注)	×	×	×	○→×	×	×
	豚	×	○	○	○	×	×
	鶏	×	○	○	○	×	×

○ : 使用可、× : 使用不可

(注) 米国では、30ヶ月齢以上の牛の脳及びせき髄



## ■ 食品安全委員会への食品健康影響評価の諮問の趣旨

### 1 国内措置

#### (1) 検査対象月齢

現行の規制閾値である「20か月齢」から「30か月齢」とした場合のリスクを比較。

#### (2) SRMの範囲

頭部（扁桃を除く。）、せき髄及びせき柱について、現行の「全月齢」から「30か月齢超」に変更した場合のリスクを比較。

### 2 国境措置（米国、カナダ、フランス及びオランダ）

#### (1) 月齢制限

現行の規制閾値である「20か月齢」から「30か月齢」とした場合のリスクを比較。

#### (2) SRMの範囲

頭部（扁桃を除く。）、せき髄及びせき柱について、現行の「全月齢」から「30か月齢超」に変更した場合のリスクを比較。

※ フランス及びオランダについては、現行の「輸入禁止」から「30か月齢」とした場合のリスクを比較。

### 3 上記1及び2を終えた後、国際的な基準を踏まえてさらに月齢の規制閾値（上記1（1）及び2（1））を引き上げた場合のリスクを評価。



## ■（参考資料1）我が国の牛肉輸入量の推移について

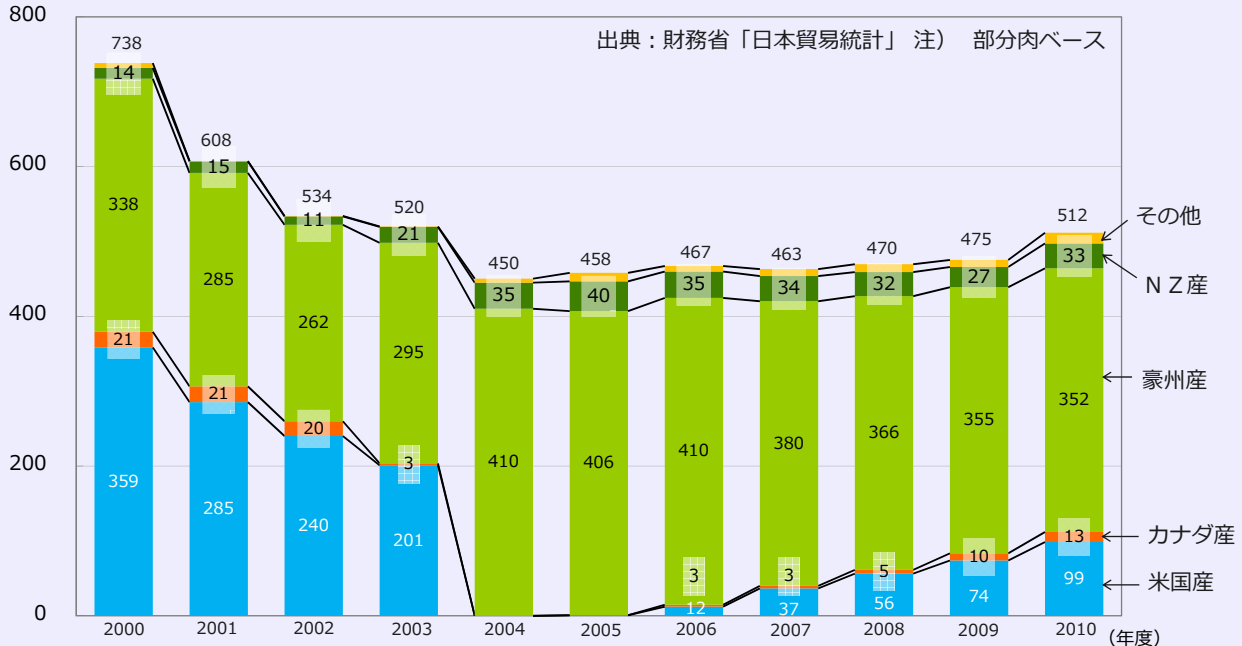
### ●米国産等の牛肉の輸入制限の結果

オーストラリア産・ニュージーランド産牛肉の輸入量が増加

### ●米国産等の牛肉の輸入再開後

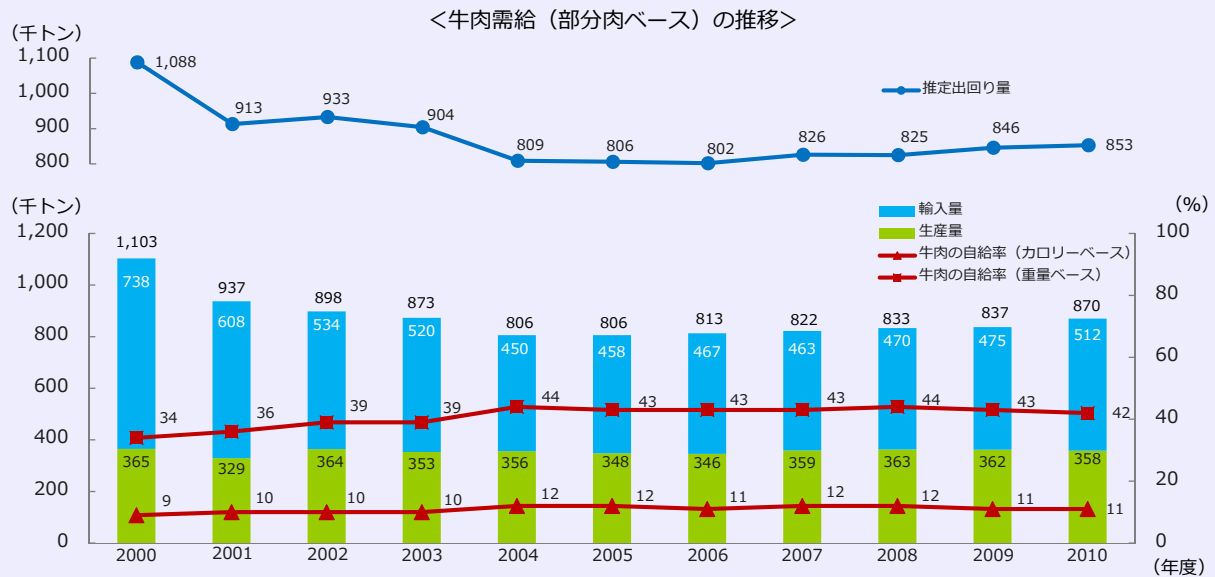
オーストラリア産・ニュージーランド産牛肉の輸入量は減少傾向が見られる。

(千トン)



## ■（参考資料2）牛肉の需給動向

- 牛肉の消費量（推定出回り量）は、我が国や米国でのBSEの発生後大幅に低下して推移し、特に輸入量が減少
- 国内生産量は35万トン前後で推移
- この結果、牛肉の自給率（重量ベース）は、40%をやや上回る水準で推移



出典：農林水産省「畜産物流通統計」「食料需給表」、財務省「日本貿易統計」、（独）農畜産業振興機構「食肉の保管状況調査」  
注）推定出回り量＝生産量＋輸入量＋前年度在庫量－当年度在庫量



## ■（参考資料3）食品安全規制に係る国際条約及び国内法

- 食品の安全規制は、国際条約及び国内法において最新の科学的知見に基づくこと等が求められている。

### 1. 衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS協定）

第2条 基本的な権利及び義務

- 2 加盟国は、衛生植物検疫措置を、人、動物又は植物の生命又は健康を保護するために必要な限度においてのみ適用すること、科学的な原則に基づいてとること及び、第5条7に規定する場合を除くほか、十分な科学的証拠なしに維持しないことを確保する。

第3条 措置の調和

- 1 加盟国は、衛生植物検疫措置をできるだけ広い範囲にわたり調和させるため、この協定、特に3の規定に別段の定めがある場合を除くほか、国際的な基準、指針又は勧告がある場合には、自国の衛生植物検疫措置を当該国際的な基準、指針又は勧告に基づいてとる。



### 2. 食品安全基本法第5条

食品の安全性の確保は、このために必要な措置が食品の安全性の確保に関する国際的動向及び国民の意見に十分配慮しつつ科学的知見に基づいて講じられることによって、食品を摂取することによる国民の健康への悪影響が未然に防止されるようにすることを旨として、行われなければならない。



## ■（参考資料4）原発事故後の諸外国の輸入制限

- 原発事故後、中国、EUをはじめ諸外国は日本からの食品の輸入を制限している。
- こうした国に科学的知見に基づく対応を求めていく上でも、BSE対策について最新の科学的知見に基づく再評価を行うことは必要

	輸入停止	検査証明書を要求	産地証明書を要求	その他
<b>中国</b> 	<b>10都県</b> （注1）の 全ての食品、飼料	<b>10都県以外</b> の 野菜及びその製品 乳及び乳製品等	<b>10都県以外</b> の 野菜及びその製品 乳及び乳製品等 その他の食品、飼料	●水産物については、産地・輸送 経路を記した検疫許可申請を要求
<b>EU</b> 	—	<b>12都県</b> （注2）の 全ての食品	<b>12都県</b> の 全ての食品	●輸入国でのサンプル検査

（注1）福島、群馬、栃木、茨城、宮城、新潟、長野、埼玉、東京、千葉

（注2）福島、群馬、栃木、茨城、宮城、長野、山梨、埼玉、東京、千葉、神奈川、静岡

出典：農林水産省「諸外国・地域の規制措置（12月1日現在）」

### その他の国を含めた輸入制限の状況

- 日本のすべての又は一部の食品につき輸入停止／他の食品につき証明書を要求：9ヶ国（中国、韓国等）
- 日本のすべての食品につき証明書を要求：43ヶ国（EU、インドネシア、タイ、マレーシア、ブラジル等）
- 日本の一部食品につき輸入停止又は証明書を要求：9ヶ国（米国、シンガポール、香港、マカオ、台湾等）
- 検査強化：8ヶ国（インド、ネパール、パキスタン、ミャンマー、オーストラリア、ニュージーランド等）

